第15表 初任給の改定状況

項目	三重県				全 国					
	採用あり	采用あり 初任給の改定状況		採用なし	採用あり 初任給の改定状況		兄	採用なし		
学歴		増額	据 置 き	減 額			増額	据 置 き	減 額	
大学卒	37.7 %	(12.8) %	(84.9) %	(2.3) %	62.3 %	60.1 %	(12.4) %	(85.8) %	(1.8) %	39.9 %
高校卒	24.6	(14. 9)	(83. 5)	(1. 6)	75. 4	26. 9	(13. 9)	(85. 8)	(0.3)	73. 1

<sup>(</sup>注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 扶養 (家族) 手当の支給状況

扶養家族の構成		支 給	月  額	
が食る味が開放	三 重	県	全	玉
配 偶 者	13,676 円		12,743 円	
配偶者と子1人	20,082 円	(6,406円)	18,790 円	(6,047円)
配偶者と子2人	25,684 円	(5,602円)	24, 342 円	(5,552円)

- (注) 1. 支給月額は、扶養家族ごとに、その手当を支給している事業所における支給月額の平均を 扶養家族の構成に応じて累計したものである。
  - 2. ( ) 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
  - 3. 扶養(家族) 手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
  - 4. 支給月額は、扶養(家族)手当が平成15年以降改定された事業所について算出した。
- 備 考 本県の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,500円、配偶者以外については、1人目及び2人目それぞれ6,000円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 住居(住宅) 手当の支給状況

項	目	事 業 所	の割合
4	Ħ	三重県	全 国
支給の有無	支給	60.4 %	58.5 %
文 和 07 有 無	非 支 給	39. 6	41.5
借家・借間居住者に対す	よる住居 (住宅)	25,000 円以上	25,000 円以上
手 当 月 額 の 最 高 支 給	額の中位階層	26,000 円未満	26,000 円未満

備 考 本県の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。